

会 議 録

会議の名称	平成28年度第1回和泉市こども・子育て会議
開催日時	平成28年10月6日(木) 午後2時から
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者 (敬称略)	<p><こども・子育て会議委員> 浅井委員、村上委員、井之上委員、三浦委員、上田委員、内藤委員、 弓削委員、中谷委員、石田委員、酢屋委員、小林委員、有里委員、 森委員、大場委員 (欠席：一井委員、江口委員)</p> <p><事務局> 逢野こども部長、山本こども未来室長、西川こども支援担当課長、 北谷指導担当総括主幹、北野こども政策担当総括主幹、 南後こども政策担当主事</p>
会議の議題	① 和泉市公立保育所・公立幼稚園のあり方について ② 平成27年度和泉市こども・子育て応援プランの進捗状況について ③ その他
会議の要旨	(1) 平成28年度に選出された委員の委嘱 (2) 和泉市公立保育所・公立幼稚園のあり方についての諮問について (3) 平成27年度和泉市こども・子育て応援プランの進捗状況について (4) 地域子育て支援拠点事業の確保方策の見直しについて (5) 子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取等について (6) 和泉市こども・子育て会議幼児教育・保育部会の審議経過等についての報告 (7) 子どもの生活に関する実態調査の実施についての報告
会議録の 作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の 確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ()
その他の 必要事項	会議公開 (傍聴者 2名)

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 開会

（事務局）

本会議は「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」に基づき、会議の透明性を確保するため原則公開で開催。

また、本会議は会議録作成のため録音し、会議録は公開する。

なお、本会議は定数16名、出席者数は14名で、和泉市子ども・子育て会議条例第8条第2項の規定により成立。

【資料の確認】

2. 部長挨拶

3. 委嘱状の交付

4. 委員、職員の紹介

5. 会長・副会長の選出

会長に中谷委員、副会長には石田委員が選任される。

6. 会長挨拶

案件①「和泉市公立保育所・公立幼稚園のあり方について」諮問

（子ども部長）諮問書提出。

（会長）諮問書受領。

（事務局）全委員に諮問書の写しを配付。

（事務局）議事進行はこれ以降、会長。

（会長）議事を進行

委員名簿は氏名を公表するが、会議録作成について、本会議の個々の発言の要旨については、単に委員と表記し要点をまとめる。各委員に事務局より確認後は、会長に一任。

（委員）

【異議なし】

（会長）

案件②「和泉市公立保育所・公立幼稚園のあり方について」の策定の趣旨説明について事務局に説明を求める。

（事務局）

資料3に基づき説明

（会長）

今回は趣旨の説明で、次回の会議で素案が提出されるということである。

委員に質問、意見を求める。

(委員)

資料3-4と3-5の保育所等整備状況と幼稚園等整備状況について、両方に認定こども園が同じ数で入っているが、入所状況の人数にも入っているのか。

(事務局)

保育所等整備状況と幼稚園等整備状況の中の認定こども園は同じ園を指しているが、認定こども園には、保育所部分の子どもと幼稚園部分の子どもがおり、保育所等入所状況の人数の中には保育所部分のみの子どもの人数が、幼稚園等入所状況の人数の中には幼稚園部分の子どものみ的人数が含まれている。

(会長)

認定こども園は、保育を必要とする子どもと幼稚園の利用だけでよい子どもと一緒に入っている施設であるため、このような表になっているということでしょうか。

(事務局)

そうである。

(委員)

資料3-10について、保育施設等には施設型給付があり、国と自治体で負担を分担するが、公立保育所と公立幼稚園は一般財源で、すべて市の歳出のため、負担が大きくなっているのか。

(事務局)

公立の運営費は市の財源ということになるが、保育料と国からの地方交付税等が歳入されている。しかし、地方交付税は公立保育所運営にいくら、公立幼稚園運営にはいくらと事業ごとの金額が明確ではない。

(委員)

公立保育所、公立幼稚園については、一般財源で、100%市の財源から支出しなければならないが、民間の場合は、公定価格のうちの何割かを負担するというものではなかったか。

(事務局)

民間園の場合、施設型給付として、公定価格から国基準の保育料を控除した額を国2分の1、府4分の1の割合で負担されている。なお、市の負担は、国基準の保育料と市が定めた保育料の差と公定価格から国基準の保育料を控除した額の4分の1となる。

(委員)

資料3-10の表は、児童一人当たりの市の負担額ということか。

(事務局)

そうである。点線より上が歳入を含めていない計算で、負担金等だけの歳入を考慮すると一番下の負担になる。

(委員)

歳入の違いが、公立保育所と民間保育所の差が開く要因の一つか。

(事務局)

それもある。さらに、公立は歳出における職員の人件費の割合も影響していると考えられる。

(委員)

公立保育所と公立幼稚園は歳入として保育料と地方交付税等があるが、100%市が支出しなければならないが、民間は施設型給付の国と府の負担があるので、4分の1を市の負担として支出しているという認識でよいのか。

(事務局)

国基準の保育料と市が定めた保育料の差も市が負担しているが、おおよそ、そうである。

(委員)

資料3-9について、「認定こども園(2・3号)」、「認定こども園(1号)」と記載しているのは、具体的にどういうことか。

(事務局)

認定こども園は、保育所部分と幼稚園部分がある。南部の場合、認定こども園横山きのみ保育園1園を保育所部分(2・3号)と幼稚園部分(1号)の2段に分けて記載している。保育所部分については待機児童がいるが、幼稚園部分は十分な枠がある。保育所部分と幼稚園部分の人数は分けて考える必要がある。

(委員)

南部の認定こども園の定員は合計すると126人であるが、2・3号と1号は違うということか。

(事務局)

そうである。定員は保育所部分2・3号で90人と幼稚園部分1号が36人である。

(委員)

資料3-10に市の負担額は記載しているが、利用者1人あたりの負担額が知りたい。利用者にとってなぜ公立幼稚園が必要かという問題になると、利用料が安いという点があると思う。

(事務局)

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が始まり、新制度に移行した幼稚園と認定こども園の幼稚園部分は園が定めた一律の保育料から、保護者の所得に応じたランク別の保育料に変わった。公立幼稚園も経過措置を一部取ったが平成27年度から所得に応じた保育料に変わったため、公立幼稚園でも私立幼稚園から移行した認定こども園でも、所得が同じであれば1号保育料は同じである。保育所についても、公立でも民間でも所得が同じであれば2・3号保育料は同じである。

(委員)

私立幼稚園に対する補助金について、資料3-10には市からの保護者への補助金が、資料3-11には府から園への経常費補助金が細かく記載されており、大きな金額の補助金が支払われているという印象をもたれるかも知れないが、補助金は人件費や教育活動費に費やされていることを補足したい。

(会長)

その他共有しておきたいことについて意見を求める。

(委員)

公立幼稚園は園児が20人以下になれば廃園という方針があるようだが、検討にあた

り、地域性については考慮されているのか。

(会長)

これまでの廃園を決定する過程で、地域性を考慮されてきたのかということか。

(委員)

それもあるが、今後の予定についても聞きたい。

(事務局)

公立園のあり方については今後審議していただくことになるが、和泉市の状況として、開発による子育て世帯の転入が多い地域と少子化が進んでいる地域が混在しており、昔は子どもが多かったが、現在は少なくなっている北部地域には施設が多いが、近年開発が進んで人口が増加し、子どもが多くなっている中部地域には施設が少ないという状況がある。公立幼稚園は北西部に国府・伯太幼稚園、中部に北松尾・北池田幼稚園の合計4園となっている。

(会長)

では、具体的な審議に入っていきたい。資料3のあり方の策定についての全文の下から4行目あたりからがこの議題の論点であるということで良いか。

(事務局)

下から4行目の「一部の園を」からの文章が、次回に示す素案の趣旨である。

(会長)

公立保育所や公立幼稚園の今後のあり方について考えていく、その背景として、①子どもの人数が減少してきていること、②保育所・幼稚園が老朽化してきていること、③利用施設のうち、幼稚園としては、公立幼稚園の割合は低く、私立幼稚園の割合が高く、保育ニーズの高まりによって保育所等の利用者が増えてきている現状がみられること、④公立幼稚園の定員充足率は4割であるが、公立保育所は定員以上の利用があること、⑤市の負担額は公立のほうが高いことなどがあげられている。それらをふまえて、これから長いスパンで考えたときに公立保育所と幼稚園をどうしていくかというのが次からの議論になる。次の会議で事務局から素案が出されるが、それに向けての意見や要望について、ここで審議すればよいのか。

(事務局)

今回はこの資料を見たうえで、他に必要な資料について意見をいただき、素案を示してから審議していただくと考えている。

(会長)

次回の審議を行うにあたってどういう材料があればよいかという意見を出してほしいということである。では、委員に意見を求める。

(委員)

保育所からの認定こども園化の場合、すでに2・3号の子どもで枠が埋まっており、受け入れ人数をあまり増やせない。北西部と中部の幼稚園に、人口の減少も視野に入れつつ、協力してもらうのはどうか。

(事務局)

資料3-9-1のとおり、北西部で1園、中部で2園の私立幼稚園が平成30年度からの認定こども園化を検討されている。

(委員)

公立の幼稚園と保育所は廃園の方向のように聞こえるが、数字だけで議論するのは不公平である。3年保育の需要が高まっているなかで、2年保育の公立幼稚園を同じ土俵に立たせてしまうのは非常に不利である。

(会長)

公立幼稚園代表に意見を求める。

(委員)

厳しい状況があるが、精一杯頑張っている。保護者からも3年保育を求める意見もあるが、公立では平成28年度からは国府幼稚園で3年保育を実施している。

(事務局)

平成27年度にこの会議の部会である幼児教育・保育部会において、公立幼稚園での3歳児保育の扱いを含めた今後のあり方を諮問し、保育ニーズの増加や集団教育・保育の重要性の観点も含めて審議いただき、3歳児保育は平成28年度以降も国府幼稚園1園のみで実施するという答申がなされている。今回の審議で、集団教育・保育や行財政上の効率性の観点も含めて検討していただいた上で、将来的に、他の公立園の3歳児保育をどうするのか議論していただいても良いが、現時点では3歳児保育は国府幼稚園1園のみの実施である。

(会長)

現在は1園と決まっているが、長期的には今後実施園数を変更することも検討できるということか。

(事務局)

そうである。

(委員)

資料3-3について、ニーズ調査で現在利用している保育所は公立も私立も差がないのに、幼稚園は公立と私立で差が出るのはなぜか。保護者にとってきょうだいと同じ園ではなく、例えば保育所と幼稚園それぞれに送迎するのは負担が大きい。自分には3人の子どもがいるが、3人目を産もうと思ったのは、子どもが通っていた幼稚園が認定こども園化したからである。子どもを増やしていこうというのであれば、そういうことを考えてほしいというのが保護者みんなの希望である。

(会長)

今の意見から、認定こども園になったことで子どもを産めた理由と、公立幼稚園と私立幼稚園の利用の差について焦点をあてる。まず、子どもを産めた理由について説明を求める。

(委員)

第一子は幼稚園へ預け、幼稚園が実施する高額の一時預かりを1年間利用した。第二子は保育所に預けるしかないと考えていたときに、未就園児クラスがある幼稚園を知り、第二子と第一子も転園し一緒に通うこととなった。未就園児クラスも非常に高額であったが、その幼稚園が認定こども園に移行し、対象年齢が6か月から変わった。また、小規模で目が行き届いており、経験豊富な先生が子どもをよく見守ってくれたことによって、家族も子どももみんなすごく落ち着いたので、「もう一人ほしい。6か月か

らここでみてもらえるなら産もう」という気持ちになった。

(会長)

公立幼稚園と私立幼稚園の利用の差の要因について説明を求める。

(事務局)

資料3-5の幼稚園数のおり、平成13年から、公立幼稚園は私立幼稚園の半数しかない。また、公立幼稚園は2年保育が主流であることと、私立幼稚園と違って通園バスがないことの影響もあると考える。

(会長)

もともと園数が少ないのは一つの大きな要因。2年保育が主流であったり、バス送迎がないということで差が生じているということであったが、公立幼稚園代表から補足はあるか。

(委員)

要因と考えられるのは、今、事務局が言った内容である。

(会長)

他の論点からの意見を求める。

(委員)

所得に応じて公立幼稚園でも私立認定こども園でも保育料は同じだと聞いたが、先ほど時間外保育料が高額だという発言があった。金額は一律ではないようであるので、時間外預かり保育料の設定の差が、利用の差に影響しているということはないのか。

(事務局)

預かり保育を公立幼稚園は実施していない。私立の幼稚園の場合、預かり保育料は園が独自に料金設定している。

また、保育所等の場合、利用時間を超えて利用される場合は延長保育料がかかる。預かり保育があるかないかは園を選択する理由のひとつになるが、私立幼稚園の預かり保育の料金が各園で違うことは、私立の中でどの園を選択するかの要因で、幼稚園が公立か私立かの選択、公立幼稚園のあり方を議論するうえで、私立の各園の預かり保育料は関係ないと考える。

(会長)

委員が私立幼稚園を利用していたのは新制度移行前であったため、私立幼稚園が独自で料金設定し、高額なところもあったと思われるが、新制度に移行して少し緩和されたのではないか。認定こども園の幼稚園部分の保育料はどの園も所得に応じて一律であるが、預かり保育を利用した場合の料金設定について、幼稚園代表に聞きたい。

(委員)

認定こども園の幼稚園部分について、まず基本の保育時間があり、それ以上預かる場合は、預かり保育の料金が発生する。料金はこれまでの私立幼稚園と同じように設定して徴収しており、料金設定については園によってさまざまである。

(会長)

委員の話の中で、第一子の最初の幼稚園であれば第二子は就園できる年齢より小さく2か所の園に預けなければならない状況があった。また、高額な料金を支払って一時預かりを利用していたが、転園した幼稚園が認定こども園に移行し、0歳から預かってく

れる制度ができたと聞き、「産める」と思えたことが大事なところであると考えて。他の論点からの意見を求める。

(委員)

2点の資料の追加を求める。資料3-7について、公立幼稚園の定員数を減らすことが決まっていることで、将来的に定員充足率が変わると思われる。今後の定員数について載せてほしい。また、資料3-9に関して、待機児童の人数がわかる資料があるとよい。

(事務局)

資料は次回に用意にする。公立幼稚園の来年度の予定人数については、後で案件7報告事項①で発表する。待機児童については次回資料を準備するが、平成28年4月の和泉市の待機児童数は44人で、1歳児36人、2歳児8人であった。発生している地域は、北西部と中部であり、北部と南部にはいなかったことを報告する。

(会長)

他の論点からの意見の有無について確認。

(委員)

【意見なし】

(会長)

次回に事務局から素案の提示があるとのことなので、その内容について審議していきたい。

(会長)

次に、案件③平成27年度和泉市子ども・子育て応援プランの進捗状況について事務局に説明を求める。

(事務局)

資料4に基づき説明

(会長)

意見を求める。

(委員)

健康づくり推進室とはどこか。

(事務局)

保健センターのことである。

(委員)

事業ナンバー21「保育所、幼稚園、認定子ども園と小・中学校の連携強化」について、今はまだ小学校と就学前が分断されている状況にあるが、そこをクリアすることが重要だと考える。園や校区独自でなく、市全体で進めていくことが大事である。これに関連して、国会で、「幼児教育振興法」という法案が提出されており、そのなかにも就学前と小学校の連携の内容が盛り込まれている。幼児教育振興法は、簡単に言うと、幼児教育の質の向上に国全体で取り組むというものであり、幼児教育の無償化も含まれている。施設の類型に関係なく、日本の子どもをどうしていくかという視点で国全体の幼児教育の質を向上させていくというところが画期的であり、その方針を踏まえて市町村単位で取り組んでいくという流れをつくると聞いている。和泉市の子どもをどうしてい

くかを事務局だけでなく、関係者全体で考えていく方向に進んでいるので、今後そのことも視野に入れて研究や検討を進めてほしい。

(会長)

他の意見や感想を求める。

(委員)

今の話は保護者も願っていることである。重度の障がいを抱えた子どもは支援が行き届いており、就職まで関わってもらえると感じるが、軽度の発達障がいを抱えた子どもは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校がどれもぶつ切りであり、発達障がい者手帳やメンター制度もないことから、手帳をとるという手段も知らず、就職もできず、ひきこもりになってしまう子が増え、和泉市の税収も減るということに繋がる。子どもが育てば市も育つと思うので、小中高一貫という考え方で連携をお願いしたい。

(会長)

事務局に意見を求める。

(事務局)

高等学校との連携については今後の課題となるが、小・中学校の連携については、学校教育部が小・中一貫教育を進めており、就学前と小学校の連携については、地域教育協議会を実施するなど、非常に熱心な校区もある。公立・民間関係なく、そういった連携を進めていく必要性については認識している。

発達障がいのある子どもについては、和泉市には児童発達支援センターやふたば幼児教室があり、そこで相談事業も実施しているので、気軽に相談していただきたい。また、今年からこども未来室の窓口にコンシェルジュを配置しており、発達障がいのある子どもに関する相談も受けているので、利用していただきたい。メンター制度については、今後勉強していく必要があり、少しずつ進めていきたい。

(会長)

他の意見を求める。

(委員)

【意見なし】

(会長)

案件④地域子育て支援拠点事業の確保方策の見直しについて事務局に説明を求める。

(事務局)

資料5に基づき説明

(会長)

「和泉市こども・子育て応援プラン」では、地域子育て支援拠点事業を当初11か所つくる予定としていたが、子どもの人口が減少してきたこと、保育所入所者数が増加してきたこと、地域子育て支援拠点事業の利用者自体が減少していることなどを考慮し、エンゼルハウス開設を6か所から5か所にしてはどうかという提案である。意見を求める。

(委員)

現在は11か所か。

(事務局)

現在は10か所である。

(委員)

では、現状維持ということか。

(事務局)

そうである。

(委員)

資料を見ても、利用者数が年々減少しているので、現状維持で良いと考える。

(会長)

それでは、地域子育て支援拠点事業の確保方策について現在11か所となっているが、10か所に変更するということが良いか。

(委員)

【異議なし】

(会長)

特に異論がないようなので、エンゼルハウスは現状の5か所とし、1か所の増設はしないものとする。

次に、案件⑤子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取等について事務局に説明を求める。

(事務局)

資料6に基づき説明

(会長)

入所申込みが確定した段階で利用定員に変更がある可能性があるが、今日はこれですべて解していただきたいということであるが、良いか。

(委員)

【異議なし】

(会長)

次に、次第7. 報告事項①幼児教育・保育部会の審議経過等について事務局に説明を求める。

(事務局)

資料7に基づき説明

(会長)

こども・子育て会議本体の1つの部会である「幼児教育・保育部会」で5つの審議事項があったが、①②の審議事項については、定員を変更すること、3歳児保育については平成29年度以降も国府幼稚園のみで実施するという答申を受けており、③④⑤の審議事項については、本体の会議であり方について議論したうえで、部会のほうで審議することになるという報告であった。

(事務局)

来年度の公立幼稚園の園児の募集を10月3～5日に実施したので、現時点における来年度の仮人数を報告する。国府幼稚園の申込み人数は、3歳児23名、4歳児3名、5歳児2名の合計28名であり、来年度は在園児を含めると合計85名の予定。伯太幼

稚園の申込み人数は、4歳児20名であり、来年度は5歳児を含め合計42名の予定。北松尾幼稚園の申込み人数は、4歳児22名であり、来年度は5歳児を含め合計52名の予定。北池田幼稚園の申込み人数は、4歳児14名であり、来年度は5歳児を含め合計25名の予定。4園の総園児数は、今日時点で204名の予定となっており、4園の合計定員が来年度から315名になるので、定員充足率は65%となり、今年より25%増加することになる。国府幼稚園の5歳児は35名で満員であるが、その他については定員に達するまで随時受付するので、入園児数については今後数人ずつ増える見込みである。

(委員)

国府幼稚園の3歳児が23名というのは多いのか。

(事務局)

幸幼稚園の最終年度の3歳児の人数は8名であったので、多いと言える。

(委員)

申込み人数については変更があるかもしれないということであった。質問を求める。

(委員)

【質問なし】

(会長)

報告事項②子どもの生活に関する実態調査の実施について事務局に説明を求める。

(事務局)

資料8に基づき説明

(委員)

この調査は、こども・子育て会議にどのように関わるのか。

(事務局)

今年度3月に出る調査結果を受けて、こども・子育て会議において審議の必要のある内容があれば、審議していただく。

(会長)

データを参考にして検討するということか。

(事務局)

そうである。

(会長)

質問を求める。

(委員)

【質問なし】

(会長)

以上で本日の議事は全て終了した。

【平成28年度第1回和泉市こども・子育て会議閉会】